

.....  
Ponta Premium Plus リボ払い専用カード特約  
.....

第1条 (名称)

Ponta Premium Plus リボ払い専用カード (以下「本カード」といいます。) とは、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード (リボルビング払い専用) 会員規約 (以下「会員規約」といいます。) を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。) とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及び会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。) は、無料とします。

第4条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.(1)カードショッピングの支払金の支払方法は、原則として残高スライド元金定額リボルビング払 (以下「リボルビング払」といいます。) となります。
- (2)リボルビング払の毎月の弁済金 (※1) の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料 (※2) をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料 (※2) は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して 1.40% を乗じた額とします。

●包括信用購入あっせんの手数料 (※2) の料率

実質年率 16.80%

- (3)弁済金 (※1) の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の支払元金が 5,000 円の場合で、利用残高が 50,000 円の時

●支払元金 (※1)

5,000 円

●包括信用購入あっせんの手数料 (※2)

50,000 円 × 16.80% / 12 ヶ月 = 700 円

●弁済金 (※1)

50,000 円 + 700 円 = 5,700 円

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

- (4)本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。

- (5)毎月の支払元金が、5,000 円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が 30 万円以内の場合は 5,000 円となり、30 万円を超える場合は 10,000 円となり、50 万円を超える場合は 50 万円きざみで各々 1 万円ずつ増額されるものとします。毎月の支払元金が、10,000 円～50,000 円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が 50 万円以内の場合は本会員が指定した金額のコースとなり、リボルビングの利用残高が 50 万円を超える場合は 50 万円きざみで各々 1 万円ずつ増額されるものとします。

- 2.加盟店によっては、リボルビング払がご利用できない場合があります。その場合の支払方法は、翌月 1 回払となり手数料は 0.00% となります。

- 3.会員は、包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動するこ

とに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、会員規約第一章第 21 条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

#### 第 5 条（カードショッピングの期限前弁済）

会員はカードショッピングの支払金の全額又は一部の期限前弁済を行うことができます。この場合、会員はあらかじめ当社宛に連絡するものとし、当社が指定する方法・内容に従うものとします。また、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.40%を乗じた包括信用購入あっせんの手数料をリボルビング残高に加算してお支払いいただくものとします。

#### 第 6 条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

1.(1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、元金定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）とします。

(2)JCB と提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、リボルビング払とします。

(3)当社と提携する金融機関等の CD・ATM を利用してカードキャッシングのリボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第 12 条の 8 第 2 項第 3 号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用する CD・ATM その他の機械の利用料であって貸金業法施行令第 3 条の 2 の 3 に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。

2.(1)リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。

(2)利息の実質年率は 18.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第 1 回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第 1 回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。

(3)ボーナス併用払のボーナス支払月は年 2 回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額（10,000 円単位）のうちから会員があらかじめ当社に届出るものとします。

(4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングのお支払コースの変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元利金の増額支払ができるものとします。

3.会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、会員規約第一章第 21 条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

4.会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

#### 第 7 条（カードキャッシングの期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第 1 回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第 2 回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率 18.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

#### 第 8 条（適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約によるものとし、本特約と会員規約が重複する規定については、

本特約が優先されます。

---

## Ponta Premium Plus リボ払い専用カードクレジットポイント利用規約

---

### 第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」という。）が提携して当社が発行する Ponta Premium Plus リボ払い専用カード（以下「本カード」という。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

### 第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「Ponta ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.本ポイント計算期間（毎月1日から当月末日までの期間をいう。）において発生した本ポイントは、当該本ポイント計算期間終了日の属する月の翌月の20日（以下「ポイント付与日」という。）までに各会員に付与されます。
- 3.会員が本ポイント以外にラブリーポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

### 第3条（本ポイント付与方法）

- 1.本ポイントは、下記第2項の支払方法によるカード利用を除き、各月の新規カード利用代金合計金額100円（ただし、100円（税込）未満は切り捨て。）ごとに2ポイントを付与するものとします。
- 2.以下の場合には、新規カードショッピングリボ払い利用代金合計金額に対してのポイントは付与対象外とします。
  - (1)当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の全額の期限前弁済を行っていた場合。
  - (2)当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の一部の期限前弁済を行っていた場合。
- 3.当社は、会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターネットクラブのご利用代金明細照会」により通知するものとします。

### 第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が、第3第1項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができます。

### 第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

(1)当社が LM にポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

(2)当社が LM にポイント数を通知する時点で、会員が Ponta 会員の会員資格を有していること。

#### 第 6 条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

#### 第 7 条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

(1)会員が本カードの会員資格を喪失した場合。

(2)会員が Ponta 会員の会員資格を喪失した場合。

2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

#### 第 8 条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第 9 条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

#### 第 10 条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 11 条（適用）

本規約に定めのない事項については、ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約によるものとします。

#### 第 12 条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

---

### Ponta Premium Plus 規約

---

#### 第 1 条（カード名称）

株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」という。）と提携し、当社がクレジットカード機能を、LM が共通ポイントカード Ponta の機能を提供して発行するカードを、Ponta Premium Plus（以下「本カード」という。）といたします。

#### 第 2 条（カード発行）

1.お客様が、Ponta Premium Plus 規約、ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約、Ponta Premium Plus リボ払い専用カードクレジットポイント利用規約、Ponta 会員規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項に同意し、当社及び LM（以下「両社」という。）に本カードの利用のお申し込みを行い、両社が本カードの利用を認めた方（以下「会員」という。）に、Ponta Premium Plus を発行します。

2.Ponta Premium Plus 規約に別段の定めが無い限り、本カードのクレジットカード機能部分については、Ponta

Premium Plus 規約、ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約、Ponta Premium Plus リボ払い専用カードクレジットポイント利用規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項が、ポイントカード機能部分については、Ponta Premium Plus 規約及び Ponta 会員規約の規定が、それぞれ適用されます。

### 第3条（個人情報の取扱い）

- 1.当社は、個人情報の取扱いに関する同意条項の利用目的の範囲で、お客様の個人情報の収集、保有、利用を致します。
- 2.LM は、Ponta 会員規約 第二章の会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定に基づいて、お客様の個人情報の収集、保有、利用、提供をします。
- 3.当社は、本カード発行後に会員から通知を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た、会員の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、ご職業、メールアドレス等の変更に関する情報、及び会員の退会情報等を LM へ提供します。
- 4.当社は、会員のカードショッピング（ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約第二章に定めるカードショッピングをいう。）の利用日、利用場所、利用金額、及び当該カードショッピングにより発生した共通ポイント数に関する情報を LM へ提供します。

### 第4条（Ponta メール登録の同意）

カード利用のお申し込みに当たっては、お得な情報が届く Ponta メールニュースへの登録について同意の上でお申込みいただきます。

### 第5条（共通ポイントの付与時期についての特則）

- 1.共通ポイントは、共通ポイント計算期間内（毎月1日から当月末日までの期間をいう。）に会員が本カードを利用して行なったカードショッピングの額に所定のポイント付与率を乗じて算出されます。ただし、カードショッピングが当該カードショッピングを行なった共通ポイント計算期間内にキャンセルされた場合には、当該カードショッピングにかかる共通ポイントは発生しなかったものとして取り扱います。
- 2.各共通ポイント計算期間において発生した共通ポイントは、当該共通ポイント計算期間終了日の属する月の翌月の20日（以下「ポイント付与日」という。）までに各会員に付与されます。
- 3.会員が、ある共通ポイント計算期間におけるカードショッピングを、当該共通ポイント計算期間終了日の翌日以降にキャンセルした場合、当該キャンセルした日が属する月の翌日以降、最初に到来するポイント付与日において、当該キャンセルされたカードショッピングにより発生した共通ポイントを取り消します。